

# 令和3年度 障害者福祉に関わる施策要望

## 1 重点要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
1	障害者幸住条例の理念に沿った施策の推進について	<p>改正障害者幸住条例が施行されてからすでに4年が経過した。条例には、不当な障がい者差別の禁止、県等行政機関における合理的配慮の提供義務、事業所における合理的配慮の努力義務など、私たちにとっては、大変頼もしい内容が盛り込まれており、これが実現されているなら私たちが生きてゆくうえで強い味方になることは間違いない。</p> <p>相談体制が確立されたことは一歩前進だが、合理的配慮の提供はそれほど進んでいるとは思えない。条例改正が障がい者差別のない真の意味での共生社会到来への大きな原動力となるよう、県の積極的な施策の展開をお願いする。</p>	・山梨県視覚障がい者福祉協会	<p>県では、合理的配慮の提供など障害者差別の解消に向けて、障害者幸住条例に基づき設置した「山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議」において、障害者差別に関する情報を共有するとともに、構成員の障害者団体や事業者団体、国や県の関係機関等が一体となって取組を推進しております。</p> <p>また、県民への意識啓発について、障害や障害のある方に対する理解や配慮のある事業所を「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」として登録して、広く県民に情報発信を行っており、引き続き、登録数の更なる増加に取り組んで参ります。</p> <p>さらに、心のバリアフリーを推進するガイドブックやDVDを作成して、教育機関、病院、観光協会や企業等に配付し、福祉教育などに活用していただいております。令和2年度は、小学校の総合的な学習の時間等で効果的に取り組めるよう、全小学校の1学年分(約8,000部)のガイドブックを配付いたしました。</p> <p>その他にも、障害者週間普及啓発街頭キャンペーンや障害者の主張大会、学校での障害に関する福祉教育、県政出張講座など様々な施策を積極的に展開し、共生社会の構築を図って参ります。</p>
2	障害者本意の「重度心身障害者医療費助成制度」の実現について	<p>還付方式の現行制度は、障害者にとって大きな時間的、経済的負担となっているため、我々はこれまでも幾度となく窓口無料方式への回帰を訴えてきた。</p> <p>こうした中、県がスマホアプリの「電子版かかりつけ連携手帳」と連携した決済システムの導入により、医療機関での支払いを不要とする窓口無料化への取り組みを進めるとの新聞報道に接した。</p> <p>これは実質的な窓口無料を実現するものであり、障害者福祉協会にも新たなシステムへの期待や早期の実現を希望する声が届いており、障害者にとって朗報ではあるが、スマホの導入や操作に困難がある障害者もいるなど、解決すべき課題も多い。</p> <p>しかしながら、この「連携手帳」の主機能は治療や処方等に係る自分の情報を自分で管理できることにある。障害者は疾患を抱える方の割合も高く、高齢化が進み孤立化、独居化が大きな問題になっている。また、地震や集中豪雨など災害が相次ぐ中、自分の医療情報を持っていることは緊急時に自分の命を救う事にもつながり、このアプリの導入は障害者にとって大きなメリットがある。更に、こうした医療情報の自己管理は障害者だけでなく健常者にとっても大変有効であり、広く活用される事が期待される。</p> <p>県ではこの秋から導入に向けたモデル事業を実施することであり、障害者団体としても積極的に協力して参りたいと考えているが、実際にはスマホの導入や操作が困難な障害者もいるなど、多くの課題が予想される。</p> <p>従って、事業を進めるに当たり、早期に障害者への説明を行い、様々な立場の障害者の方から十分に意見を募るとともに、本格実施に向けてスマホ本体やスマホを操作するための外部入力機器などについて十分な配慮を行うようお願いする。</p> <p>また現行の還付方式への変更に当たり、減額分の補填を免れた経費については障害者施策の充実に活用するとの説明であったが、現在まで充当してきた障害者施策の具体例をお示し願いたい。</p>	・山梨県腎臓病協議会 ・山梨県視覚障がい者福祉協会 ・山梨県障害者福祉協会	<p>本県の重度心身障害者医療費助成制度は、精神障害者福祉手帳2級の方や身体障害者手帳3級の方までも対象とし、自己負担分の全額を助成しており、全国的にも数少ない充実した制度となっております。電子版かかりつけ連携手帳を活用した新たな仕組みは、本制度における窓口負担に着目して、その軽減(実質的な窓口無料化)を図るものであり、医療情報等を自ら管理する連携手帳の仕組みと合わせて、重度心身障害のある方にとって、安全・安心で利便性の高い医療提供体制の整備を進めて参ります。</p> <p>また、自動還付方式への移行に合わせて導入した、受給者に対して医療費相当額を無利子・無担保・簡便な手続きで貸付する重度心身障害者医療費貸与制度については、運用を継続して参ります。</p> <p>今後、新たな仕組みの構築に向けて、障害者団体などの声を丁寧に聞きながら、ご指摘の様々な課題や効果の検証を進め、できるだけ速やかに実現できるよう取り組んで参ります。</p> <p>なお、減額分の補填を免れた経費を充当した主な事業は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児リハビリテーション診療所の運営費</li> <li>・高等支援学校桃花台学園の運営費</li> <li>・精神科救急医療体制24時間化に係る運営費</li> </ul>
3	山梨県手話言語条例の制定について	<p>山梨県障害者幸住条例には、「手話」は言語として認識されており、山梨県職員への研修や山梨県ホームページに手話動画を取り入れる等の事業を進めていただいております。</p> <p>「言語としての手話環境の整備」「手話の理解、普及」を推進していくために、「山梨県手話言語条例」の制定を要望します。</p>	・山梨県聴覚障害者協会	<p>本県では、共生社会を構築するための広範の事項を規定する「山梨県障害者幸住条例」について、障害当事者をはじめとする県民の皆様の御意見をいただきながら、平成27年12月に全面改正いたしました。本条例において手話を言語に含め、意思疎通に必要な施策を講ずることなどを規定し、具体的に取り組みを進めております。</p> <p>新たな条例の制定については、障害当事者や関係団体等の御意見を伺いながら検討して参りたいと考えております。</p>

# 令和3年度 障害者福祉に関わる施策要望

## 1 重点要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
4	障害者スポーツセンター(交流センター)の整備について	視覚障がい者のスポーツに対するニーズは年々高まり、スポーツ人口も増加している。特に来年8月に延期された東京パラリンピックに伴って、社会からも多くの関心が寄せられてきている。 しかしながら、本県に目を向けてみると、県内のスポーツ施設は設備面や交通アクセス等多くの課題を抱えており、特に自動車等を運転できない障害者にとって交通アクセスは欠かせない条件となっている。 全国には114の障害者スポーツ施設が整備されているが本県には同様の施設が無く、会場確保もアクセスも相当の不便を強いられている上に、用具等の準備や保管に苦慮しながら、それぞれの競技団体や有志の方々には、自助努力により、なんとか活動を続けているところである。 東京パラリンピックの開催に伴い障害者スポーツへの関心が高まっている中、2031年の全国障害者スポーツ大会の開催に向け、障害者スポーツの振興を図るためには今後より計画的な取り組みが求められております。 こうした中、障害者がスポーツに親しむことができ、更に自立、社会参加に繋がる環境づくりを推進していくため、また障害者スポーツが広く普及し、共生社会の実現につながるよう、障害者スポーツの振興の象徴となるような障害者スポーツセンター(交流センター)の整備を強く要望する。	・山梨県障害者スポーツ協会 ・山梨県視覚障がい者福祉協会 ・山梨県障害者福祉協会	障害のある方にとって、交通アクセス等利便性の高いスポーツ施設が重要であることは認識しておりますが、本県の財政状況を踏まえると、障害者スポーツセンターの整備を早急に進めることは困難であることを御理解願います。 まずは、障害者の社会参加の拡大に向けて、特別支援学校を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりの推進に取り組んで参りたいと考えております。 また、障害のある方にスポーツに参加する機会を提供していくことが大切であるとの観点から、障害のある方と健常者とのスポーツを通じた交流教室の拡大、障害者スポーツ指導員の養成拡大など、参加機会の充実に努めて参ります。
5	県立科学館へのエレベーターの設置について	現在、車椅子での科学館への入場は正面1階のエスカレーターを利用することとなりますが、到着したら1階から呼び出し連絡をして係の方に来て頂き、エスカレーター利用者の合間を狙い昇降を止め1台ずつの昇降となります。 何人もの車椅子での利用の場合、階段利用ができない障害者やお年寄りで足の不自由な方は相当な時間、待たなければなりません。帰りの時も同様です。 このような状況から、誰もが気兼ねなく利用できるエレベーターの設置をお願いします。	・山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	科学館のエレベータについては、令和3年度事業として施工を予定しており、年度末に完成することとなっています。なお、必要に応じて、これまでどおり、多目的ホールのスタッフ入口から入館していただくことも可能ですので、その場合は、事前にご連絡をいただければ、対応させていただきます。
6	障害者の就労への支援体制の強化について	新型コロナウイルスの影響により、就労支援事業所や一般企業などの障害者の就労に関わる活動が低迷しております。 就労支援に関わる情報(求人や補助金等)を共有できる機会を積極的に設けてほしい。 * 就労移行支援事業 就労訓練・求職活動・職場開拓・相談支援等の活動への対応、就労に関するアセスメントをきめ細かく実施するためにも就労移行支援事業所を各圏域に充実させてほしい。 * 就労継続B事業所 新型コロナウイルスの影響で、就労の機会や生産活動に協力している企業が減少している。事業所の運営が厳しいところもあり、状況把握と支援をお願いしたい。	・山梨県手をつなぐ育成会	昨年4月、就労継続支援事業所に対して新型コロナウイルスの影響調査を実施したところ、多くの事業所の生産活動収入が減少していたことから、令和2年度の補正予算に所要の経費を計上して、手作りマスクの買上げや、生産活動の事業展開等を支援する生産活動活性化補助を実施し、多くの事業所に御活用いただきました。 今後は、令和3年3月に完成した、ウェブサイト「障害者のできる仕事～つながるナビ～」の活用や、農福連携の推進により、事業所の生産活動を活発化し、障害のある方の工賃が向上できるよう取り組むとともに、こうした情報を積極的に共有するよう図って参ります。 障害のある方に、就労に向けた知識や能力を身に付けていただく就労移行支援事業所については、引き続き充実するよう事業者等に働きかけて参ります 一般企業などへの就労については、山梨労働局と連携し、障害者就業・生活支援センターにおいて、ハローワークの求人情報や職業訓練に関する情報を積極的に提供するなど支援を行って参ります。
7	新型コロナウイルスへの対策について	新型コロナウイルスへの対応は長期化します。この間も障害児者が感染した場合の対応の難しさ(入院できるのか? 付き添いは? 家庭での看護体制は? 事業所への対応は? 等々)も多々あります。ご本人や家族、関係する専門家等による課題の洗い出し、対応策、予算の確保を検討する場が必要です。ご検討ください。	・山梨県手をつなぐ育成会	罹患時の対応については、専門家や市町村、事業者、医療機関等関係者と連携し、個別具体的な検討を進めております。 また、現在、自立支援協議会においても、課題の整理や対応策の検討を行っております。
8	コロナウイルス感染防止対策	視覚障がい者の外出に同行援護が不可欠なことは周知の通りだが、ソーシャルディスタンスが推奨される中、この制度に色々な制約が生じるのではないかと不安視する声を多く聞く。社会参加を保障する重要な制度であり、手指消毒やマスク装着の徹底など必要な措置を講じた上での事業の安定的な継続を要望する。	・山梨県視覚障がい者福祉協会	同行援護サービスは、視覚障害のある方にとって、医療機関の受診や買い物など、生活していく上で不可欠なものであるため、県では事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大下にあっても、サービスの継続を依頼するとともに、運営に対する助言等を行ってきたところであり、利用者が必要とするサービスは適時、適切に提供できていると考えております。 また、視覚障害のある方に密接してサービスを提供する必要があるため、事業者には徹底した感染予防対策を講じるよう引き続き指導して参ります。
	(1) 同行援護事業の安定的な継続			
	(2) 収入減を保障する制度のわかりやすい情報提供と手続きのサポート体制の充実	患者さんとの接触を密にしなければ仕事にならないあはき自営業者の収入の落ち込みははなはだしく、訪問マッサージ業勤務者も対象者が高齢者のためほとんど仕事がない状態が続いている。国はこのような経済的困窮者に対するいくつかの対応策を打ち出しているが、視覚障がい者には確かな情報をつかむのが非常に難しい。また、該当する支援を申請するにも手続きに難航することが多い。わかりやすい情報提供と申請に関するサポート体制の充実をお願いしたい。		視覚に障害のある方の情報入手や申請手続き等を支援するため、県では、電子メール等により情報をテキストファイルで提供するとともに、市町村に対しても、さまざまな情報提供の手段の確保や申請時のサポートなどを依頼しているところではありますが、引き続き、様々な機会を通じ視覚障害のある方のサポート体制の確保を図って参ります。
	(3) コロナが疑われる症状が出た際の医療機関までの交通手段について	厚労省では、コロナが疑われる症状が出た場合は、公共の交通機関は利用しないようと呼びかけているが、視覚障がい者のみの世帯では不可能であり、運転免許を返納した高齢者世帯にも当てはまる問題と思われる。このような交通弱者の医療機関までの足の確保について、適切な配慮やアドバイスをいただきたい。		新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱やかぜ症状等がある場合は、かかりつけ医又は県の受診・相談センター(甲府市にお住まいの場合は甲府市受診・相談センター)へ電話連絡のうえ、感染対策を十分に行い、受診していただくこととなります。 医療機関への移動は、障害福祉サービスの同行援護や市町村による移動支援サービスを御利用いただくことができます。利用を希望される場合は、サービスを提供する事業者や市町村にあらかじめ御相談ください。
(4) 文化祭や講演会など会の事業を行う際の会場確保について	今後の感染状況によっては困難なこともかもしれないが、県をまたぐ移動制限が介助された現在、会の事業をできるものから実施していきたいとも考えている。しかし、50人程度が一堂に会せる会場の確保の見通しが立たず、大変苦慮している現状である。県の立場でのタイムリーな情報提供やアドバイスなどいただければ幸いです。		感染下における会議室の確保については、多くの方が苦慮しているところです。 お問い合わせいただければ、会場の情報提供や確保等、支援に努めさせていただきます。	